

令和3年第3回湧別町教育委員会定例会議案

日 時 令和 3年 3月19日(金)

午後3時30分

場 所 湧別町文化センターさざ波

談話室

湧別町教育委員会

1	招集告知の日	令和 3年 3月 1日		
2	招集の期日	令和 3年 3月19日		
3	会 期	令和 3年 3月19日から 令和 3年 3月19日まで		
4	招 集 委 員	4 名		
5	出 席 委 員	4 名		
6	欠席委員氏名	な し		
7 会 議 の 結 果	結 果	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決
	提案件数			
	6 件	6 件	0 件	0 件
	計			
	6 件	6 件	0 件	0 件

議案番号	件名
承認第1号	令和3年教育委員会第2回定例会会議録の承認について
議案第1号	修学旅行の引率業務等に従事する湧別町立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領の一部を改正する要領の制定について
議案第2号	学校における働き方改革「湧別町アクション・プラン」の改訂について
議案第3号	学校運営協議会委員の解任および任命について
議案第4号	湧別町学校医等の任命について
議案第5号	校長・教頭の任免の内申について

承認第1号

令和3年教育委員会第2回定例会会議録の承認について

記

署名委員 森谷和洋氏より報告

令和3年3月19日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

議案第 1 号

修学旅行の引率業務等に従事する湧別町立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領の一部を改正する要領の制定について

修学旅行の引率業務等に従事する湧別町立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領（平成 22 年教育委員会訓令第 1 号）の一部を改正する要領を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和 3 年 3 月 19 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

修学旅行の引率業務等に従事する道立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領の一部改正が行われたことから、これに準じ本要領を改正するものである。

修学旅行の引率業務等に従事する湧別町立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領の一部を改正する要領

修学旅行の引率業務等に従事する湧別町立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領（平成22年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p><u>(14) 「校外での実習・学習活動に関する打合せ等業務」とは、自校の教育計画に位置付けている児童生徒が行う校外での実習・学習活動に関し、あらかじめ予定して、職員以外の者と打合せなどを行う業務をいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) 略</p>

改正後

様式第1号(第4条関係)

修学旅行の引率業務等に従事する職員に係る勤務時間割振り簿

校長印	割振りを行う4週の期間							
印	年月日()から			職名	氏名	印		
	年月日()まで							
勤務時間の割振り該当日	勤務時間	休憩時間		勤務時間数	勤務時間数増減	対象業務	備考	
年月日()	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間分	時間分			
年月日()	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間分	時間分			
年月日()	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間分	時間分			
年月日()	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間分	時間分			
年月日()	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間分	時間分			
年月日()	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間分	時間分			
年月日()	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間分	時間分			
年月日()	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間分	時間分			
年月日()	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間分	時間分			
年月日()	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間分	時間分			
年月日()	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間分	時間分			
年月日()	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間分	時間分			

記載上の注意

- 「修学旅行の引率業務等に従事する職員に係る勤務時間一覧表」(様式第2号)を作成し、この様式に添付して保管・保存すること。
- 「割振りを行う4週の期間」の欄には、要領第4条第1項の規定により定めた4週の期間を記入すること。
- 「勤務時間の割振り該当日」の欄には、要領第4条第1項の規定により定めた4週の期間内において、通常割り振られている勤務時間と異なる勤務時間の割振りを行う日を記入すること。
- 「勤務時間」、「休憩時間」、「勤務時間数」及び「勤務時間数増減」の欄には、それぞれの日に割り振られた勤務時間、休憩時間、勤務時間数及び通常割り振られている勤務時間との増減を記入すること。
- 「対象業務」の欄には、要領第2条各号のうち該当する業務を選択し、番号を記入すること。
- 「備考」の欄には、「勤務不要」、「割振無し」の場合にその旨記載すること。また、週休日の振替を行った場合は、振替先の月日を記入すること。

改正前

様式第1号(第4条関係)

修学旅行の引率職員に係る勤務時間割振り簿(その1)

学校名		職名		氏名			
修学旅行の期間	年月日()から	通常の勤務時間等	勤務時間	時	分から	時	分まで
	年月日()まで		休憩時間	時	分から	時	分まで
割振りを行う4週の期間	年月日()から		時	分から	時	分まで	
	年月日()まで		時	分から	時	分まで	
日曜日・土曜日以外に指定する週休日							
校長印	勤務時間の割振り該当日	勤務時間	休憩時間		勤務時間数	確認印	備考
	年月日()	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間分		
	年月日()	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間分		
	年月日()	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間分		
	年月日()	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間分		
	年月日()	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間分		
	年月日()	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間分		

- (注) 1 「修学旅行の引率職員に係る勤務時間一覧表」(様式第2号)を作成し、この様式に添付して保管・保存すること。
 2 この様式に記載しきれない場合は、「修学旅行の引率職員に係る勤務時間割振り簿(その2)」に記載すること。
 3 「割振りを行う4週の期間」の欄には、要領第4条の規定により定めた4週の期間を記入する。
 4 「勤務時間の割振り該当日」の欄には、要領第4条の規定により定めた4週の期間内において、通常の勤務時間と異なる勤務時間の割振りを行う日を記入すること。
 5 「勤務時間」、「休憩時間」及び「勤務時間数」の欄には、それぞれの日に割り振られた勤務時間、休憩時間及び勤務時間数を記入すること。
 6 「備考」の欄には、週休日の振替を行った場合、振替先の月日を記入すること。

修学旅行の引率職員に係る勤務時間割振り簿(その2)

学校名		職名		氏名			
校長印	勤務時間の割振り該当日	勤務時間	休憩時間		勤務時間数	確認印	備考
	年月日()	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間分		
	年月日()	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間分		
	年月日()	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間分		
	年月日()	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間分		
	年月日()	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間分		
	年月日()	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間分		
	年月日()	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間分		

(注) 「修学旅行の引率職員に係る勤務時間割振り簿(その1)」に記載しきれない場合は、この様式に記載すること。

改正後

改正前

様式第2号（第4条関係）

修学旅行の引率業務等に従事する職員に係る勤務時間一覧表

	曜日								1週間の勤務時間
第1週	日付								
	勤務時間								
	休憩								
	勤務時間数増減								
	備考								
第2週	日付								
	勤務時間								
	休憩								
	勤務時間数増減								
	備考								
第3週	日付								
	勤務時間								
	休憩								
	勤務時間数増減								
	備考								
第4週	日付								
	勤務時間								
	休憩								
	勤務時間数増減								
	備考								
								4週間の合計勤務時間数	時間 分

(注) 1 「勤務時間」及び「休憩」欄には、それぞれの日に割り振られた勤務時間及び休憩時間の時間数を記入すること。
 2 「勤務時間数増減」＝「勤務時間」の時間数－「通常の勤務時間数」

様式第2号（第4条関係）

修学旅行の引率職員に係る勤務時間一覧表

	曜日								1週間の勤務時間
第1週	日付								
	勤務時間								
	休憩								
	勤務時間数増減								
	備考								
第2週	日付								
	勤務時間								
	休憩								
	勤務時間数増減								
	備考								
第3週	日付								
	勤務時間								
	休憩								
	勤務時間数増減								
	備考								
第4週	日付								
	勤務時間								
	休憩								
	勤務時間数増減								
	備考								
								4週間の合計勤務時間数	時間 分

(注) 1 「勤務時間」及び「休憩」欄には、それぞれの日に割り振られた勤務時間及び休憩時間数を記入すること。
 2 「勤務時間数増減」＝「勤務時間」の時間数－「通常の勤務時間数」

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

議案第2号

学校における働き方改革「湧別町アクション・プラン」の改訂について

学校における働き方改革「湧別町アクション・プラン」（平成31年3月教育委員会決定）を次のとおり改訂する。

記

別紙のとおり

令和3年3月19日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が示されたことから、これに準じ町立学校における働き方改革を推進するため、本アクション・プランを改訂するものである。

学校における働き方改革「湧別町アクション・プラン」新旧対照表

改正後	改正前
学校における働き方改革 湧別町アクション・プラン (平成31年3月湧別町教育委員会決定) (令和2年2月25日一部改正) (令和3年3月 日一部改正)	学校における働き方改革 湧別町アクション・プラン (平成31年3月湧別町教育委員会決定) (令和2年2月25日一部改正)
はじめに 略	はじめに 略
1. アクション・プランの性格 ・本プランは、「 <u>公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針</u> 」(令和2年文部科学省告示第1号。以下「国指針」という。)第2章第2節(1)に基づく、 <u>教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例</u> (昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。)第8条及び湧別町立学校管理規則(平成21年教育委員会規則第11号)第36条の2第3項に基づき、 <u>教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものです。</u> ・加えて本プランは、町内全ての学校が働き方改革を進めるために、教育委員会が策定し、学校の取組を促すものです。 ・本プランは、今後の国及び北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。	1. アクション・プランの性格 (1) 本プランは、町内全ての学校が働き方改革を進めるために、教育委員会が策定し、学校の取組を促すものです。 (2) 本プランは、今後の国及び北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。
2. 取組の方向性 略	2. 取組の方向性 略
3. 教育委員会及び学校の役割 略	3. 教育委員会及び学校の役割 略
4. アクション・プランの目標及び期間 本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、目標を次のとおり設定します。 なお、取組期間は、平成31年度から令和3年度までとします。	4. アクション・プランの目標及び期間 本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、目標を次のとおり設定します。 なお、取組期間は、平成31年度から令和3年度までとします。

改正後

改正前

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

教員の在校等時間から条例で定める勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

※1 「在校等時間」は、8の(2)の①と同一。

※2 「所定の勤務時間」は、8の(2)の②と同一。

※3 「目標」に掲げる上限時間は、8の(2)の②と同一。

※4 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合については、8の(2)の③に掲げる上限の範囲内とする。

ア 在校等時間は、超勤4項目以外の自主的・自発的な勤務も含めた在校時間と校外での勤務時間を含めた時間とする。

イ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合については、時間外勤務は1年間で720時間を超えないようにするとともに、1か月で45時間を超える月は1年間で6月までとする。

ウ 時間外勤務及び休日勤務は、1か月では100時間未満であるとともに、連続する複数月のそれぞれの期間について、月平均が80時間を超えないようにする。

この目標を達成するため、教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努めます。

この目標を達成するため、教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努めます。

また、学校は、時間外勤務等の実績を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととします。

また、学校は、時間外勤務等の実績を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととします。

【働き方改革を進めるため、令和3年度末に目指す指標】

- 1 部活動休養日を完全に実施（年間㊤（平日週1日52日＋週末週1日52日）＋㊦学校閉庁日9日（㊤と㊦の重複分を除く。））している部活動の割合 ……100%
- 2 変形労働時間制を活用している学校の割合 ……100%
- 3 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合 ……100%
- 4 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合 ……100%

【働き方改革を進めるため、令和3年度末に目指す指標】

- 1 部活動休養日を完全に実施（年間㊤（平日週1日52日＋週末週1日52日）＋㊦学校閉庁日9日（㊤と㊦の重複分を除く。））している部活動の割合 ……100%
- 2 変形労働時間制を活用している学校の割合 ……100%
- 3 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合 ……100%
- 4 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合 ……100%

5. 推進体制と取組の検証・改善

略

5. 推進体制と取組の検証・改善

略

6. 保護者や地域住民等への理解促進

略

6. 保護者や地域住民等への理解促進

略

改正後	改正前
<p>7. 具体的な取組 各学校は、学校の実情を踏まえた上で、優先順位を決めて次の取組を行います。</p> <p>アクション1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備</p> <p>(1) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進 略</p> <p>(2) 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用 略</p> <p>アクション2 部活動指導にかかわる負担の軽減</p> <p>(1) 部活動休養日等の完全実施 略</p> <p>(2) 部活動指導員の配置等 略</p> <p>(3) 複数顧問の効果的な活用 略</p> <p>(4) 学校規模に応じた部活動数の適正化等 略</p> <p>(5) スポーツ少年団等への協力要請 略</p> <p>アクション3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実</p> <p>(1) ワークライフバランスを意識した働き方の推進</p>	<p>7. 具体的な取組 各学校は、学校の実情を踏まえた上で、優先順位を決めて次の取組を行います。</p> <p>アクション1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備</p> <p>(1) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進 略</p> <p>(2) 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用 略</p> <p>アクション2 部活動指導にかかわる負担の軽減</p> <p>(1) 部活動休養日等の完全実施 略</p> <p>(2) 部活動指導員の配置等 略</p> <p>(3) 複数顧問の効果的な活用 略</p> <p>(4) 学校規模に応じた部活動数の適正化等 略</p> <p>(5) スポーツ少年団等への協力要請 略</p> <p>アクション3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実</p> <p>(1) ワークライフバランスを意識した働き方の推進</p>

改正後	改正前
<p>略</p> <p>(2) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進 略</p> <p>(3) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設置 略</p> <p>(4) <u>在校している時間を客観的に計測し記録するシステムの導入</u> <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会は、町立学校における勤務時間の管理について、具体的な方法について検討の上、勤務時間を客観的に把握し集計するシステムを、可能な限り早期に構築します。 各学校においては、勤務時間等を把握・記録した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進めます。 </p> <p>(5) <u>留守番電話やメールによる連絡対応等</u> <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会は、非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、<u>教職員</u>が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡体制等の取組を検討します。 </p> <p>(6) 教員と事務職員との役割分担の見直し 略</p>	<p>略</p> <p>(2) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進 略</p> <p>(3) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設置 略</p> <p>(4) <u>勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築</u> <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会は、町立学校における勤務時間の管理について、具体的な方法について検討の上、勤務時間を客観的に把握し集計するシステムを、可能な限り早期に構築します。 各学校においては、勤務時間等を把握・記録した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進めます。 </p> <p>(5) <u>留守番電話やメールによる連絡対応等</u> <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会は、非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、<u>教員</u>が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡体制等の取組を検討します。 </p> <p>(6) 教員と事務職員との役割分担の見直し 略</p>
<p style="text-align: center;">アクション4 教育委員会による学校サポート体制の充実</p>	<p style="text-align: center;">アクション4 教育委員会による学校サポート体制の充実</p>
<p>(1) <u>調査業務の見直し</u> <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会は、<u>教職員</u>の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、調査の精選を図るとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組んでいきます。 </p>	<p>(1) <u>調査業務の見直し</u> <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会は、<u>教員</u>の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、調査の精選を図るとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組んでいきます。 </p>

改正後	改正前
<p>(2) 勤務時間等の制度改善の活用 略</p> <p>(3) 適正な勤務時間の設定 ・教育委員会は、各学校に対して児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるよう指導・助言を行います。 また、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間等、<u>正規の勤務時間</u>以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、<u>変形労働時間制</u>や<u>週休日の振替</u>などの勤務時間や休憩時間に係る諸制度を有効活用して、<u>正規の勤務時間の割振り</u>を適正に行うなどの措置を講じるよう指導・助言を行います。</p> <p>(4) メンタルヘルス対策の推進 略</p> <p>(5) 学校行事の精選・見直し 略</p>	<p>(2) 勤務時間等の制度改善の活用 略</p> <p>(3) 適正な勤務時間の設定 ・教育委員会は、各学校に対して児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるよう指導・助言を行います。 また、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間等、<u>通常</u>の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、<u>変形労働時間制</u>や<u>週休日の振替</u>などの勤務時間や休憩時間に係る諸制度を有効活用して、<u>正規の勤務時間の割振り</u>を適正に行うなどの措置を講じるよう指導・助言を行います。</p> <p>(4) メンタルヘルス対策の推進 略</p> <p>(5) 学校行事の精選・見直し 略</p>
<p>8. 町立学校の教育職員の在校等時間について ・<u>町立学校の教育職員にあっては、給特条例第7条第2項に掲げる業務（以下「超勤4項目」という。）以外の業務については、時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務及び同条例第7条第1項各号に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務。）を命じないものとされているが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠であります。</u> <u>このような状況を踏まえ、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関して次のとおり定め、業務を行う時間の上限の範囲内とするために、業務の削減や勤務環境の整備を進めます。</u> ・<u>町立学校は、教育職員の勤務時間管理や業務の役割分担の適正化、効率化等を進め、業務を行う時間の上限の範囲内とするものとします。</u></p>	<p>9. 町立学校の教員の勤務時間の上限について ・<u>教員の勤務時間に関しては、文部科学省が平成31年1月25日に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」において、</u><u>サービス監督権者である教育委員会は、同ガイドラインを参考にしながら所管内の公立学校の教員の勤務時間の上限に関する方針等を策定することとされたことから、教育委員会は、町立学校の教員の勤務時間の上限について定め、勤務時間の上限の目安時間を超えないように、業務の削減や勤務環境の整備を進めます。</u> <u>町立学校は、教員の勤務時間管理や業務の役割分担の適正化、効率化等を進め、勤務時間の上限の目安時間を超えないように努力するものとします。</u></p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>対象者の範囲</u> 給特条例第2条第2項に規定する教育職員を対象とします。</p> <p>(2) <u>業務を行う時間の上限</u> ①「勤務時間」の考え方 いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて<u>教育職員が働いている時間を適切に把握するために、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とします。</u> <u>正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除いた時間を在校等時間とします。ただし、ウについては、当該教育職員の申告に基づくものとします。</u> <u>(ア) 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として教育委員会が外形的に把握する時間</u> <u>(イ) 教育委員会等が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間</u> <u>(ウ) 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間</u> <u>(エ) 休憩時間</u> ②<u>上限時間の原則</u> <u>教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特条例第7条第1項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととします。</u> <u>(ア) 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1か月の合計時間（以下「1か月時間外在校等時間」をいう。） 45時間</u> <u>(イ) 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360時間</u> ③<u>児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間</u> <u>児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、</u></p>	<p>(1) <u>対象者</u> 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条に規定する教育職員を対象とします。</p> <p>(2) <u>勤務時間の上限</u> ①「勤務時間」の考え方 いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて「<u>勤務時間</u>」を適切に把握するために、<u>教員等が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とします。なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとします。これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算します。</u> <u>ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとします。</u> <u>これらを総称して「在校等時間」とします。</u></p> <p>②<u>目安時間</u> <u>(ア) 1か月の在校等時間の総時間から北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「条例」という。）で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにします。</u> <u>(イ) 1年間の在校等時間の総時間から条例で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにします。</u></p> <p>③<u>特例的な扱い</u> <u>(ア) 上記②を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せ</u></p>

改正後	改正前
<p><u>一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととします。</u></p> <p><u>(ア) 1か月時間外在校等時間100時間未満</u></p> <p><u>(イ) 1年間時間外在校等時間720時間</u></p> <p><u>(ウ) 1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数6月</u></p> <p><u>(エ) 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間80時間</u></p>	<p><u>ざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにする。この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとします。</u></p> <p><u>(イ) また、1か月の在校等時間の総時間から条例で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例で定めた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにします。</u></p>
<p>(3) 教育委員会が行う措置</p> <p><u>①教育委員会は、教育職員が在校している時間は、校務支援システムやタイムカードなどにより客観的に計測します。</u></p> <p><u>また、計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行います。</u></p> <p><u>②教育委員会は、休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守します。</u></p> <p><u>③教育委員会は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、次の事項に留意します。</u></p> <p><u>(ア) 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する。</u></p> <p><u>(イ) 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施する。</u></p> <p><u>(ウ) 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進する。</u></p> <p><u>④教育委員会は、町立学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、<u>在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直し</u>や適正化、必要な環境整備等の取組を実施します。特に、<u>教育職員の在校等時間が上限時間の範囲を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行います。</u></u></p> <p><u>⑤教育委員会は、道教委及び湧別町と認識を共有し、<u>教育職員の業務量の適切な管理</u>その他教育職員の健康及び福祉を図るために<u>講ずべき措置</u>に関し連携を図ります。</u></p> <p><u>⑥教育委員会は、「学校における働き方改革」について社会全体が内容を理解できるよう、教育関係者、保護者及び地域住民等に対して広く周知を推進します。</u></p>	<p>(3) 実効性の担保</p> <p><u>①教育委員会は、町立学校での実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、<u>勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担</u>や適正化、必要な環境整備等の取組を実施します。特に、<u>上限の目安時間を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行います。</u></u></p> <p><u>②教育委員会は、<u>教員の勤務時間等</u>について道教委及び湧別町と認識を共有し、<u>連携を強化</u>します。</u></p> <p><u>③教育委員会は、「学校における働き方改革」について社会全体が内容を理解できるよう、教育関係者、保護者及び地域住民等に対して広く周知を推進します。</u></p>

改正後	改正前
<p>(4) 留意事項</p> <p><u>①時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意しなければなりません。</u> この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものです。</p> <p><u>②教育委員会及び学校の管理職員は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはなりません。</u></p> <p><u>③教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはなりません。</u></p> <p><u>④本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければなりません。</u></p>	<p>(4) 留意事項</p> <p><u>①本項については、上限の目安時間まで教員等が在校等したうえで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として作成するものであり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきもので、決して、学校や教員等に上限の目安時間の遵守を求めるのみであってはなりません。</u></p> <p><u>②働き方改革推進法による改正後の労働安全衛生法体系において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ、在校時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測することとします。</u></p> <p><u>③休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守するとともに、退勤から出勤までの一定時間の確保や、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進します。</u></p> <p><u>④上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならないこと。さらに、上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本項のそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けなければなりません。</u></p>

議案第3号

学校運営協議会委員の解任および任命について

湧別町学校運営協議会委員の解任および任命について、湧別町教育委員会行政組織規則第6条第1項第12号の規定により教育委員会の議決を求める。

記

別紙のとおり

令和3年3月19日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

湧別町学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第3号）第4条第1項第2号に規定する委員に異動等があったため、後任を任命しようとするものである。

議案第 3 号説明資料

協議会名	任 命					解 任				
	氏 名	勤務先・職名等	性別	年齢	区分	氏 名	勤務先・職名等	性別	年齢	区分
湧別小学校・ 湧別中学校	兼田 美妃	自営業	女	49	2	阿部 和代	主婦	女	51	2

規則第 4 条第 1 項に定める委員の区分

- | | |
|--------------------------------|-----------------------------|
| 1 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 | 6 学識経験者 |
| 2 対象学校の所在する地域の住民 | 7 関係行政機関の職員 |
| 3 対象学校の運営に資する活動を行う者 | 8 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者 |
| 4 対象学校の校長その他の教職員 | |
| 5 対象学校を卒業した者その他の当該対象学校に関係を有する者 | |

議案第4号

湧別町学校医等の任命について

湧別町学校医等の設置に関する条例（平成21年条例第88号）第3条の規定に基づき、次の者を学校医等に任命する。

記

別紙のとおり

令和3年3月19日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

令和3年3月31日で、学校医等の任期が満了となるため、後任者を任命しようとするものである。

議案第4号説明資料

令和3年度湧別町学校医等名簿

区 分	氏 名
学 校 医	澁 谷 努
	桂 敦 史
学 校 歯 科 医	竹 林 秀 人
	佐々木 正 知
	西 川 輝 雄
学 校 薬 剤 師	酒 井 卓 子
	澁 谷 頼 子

任 期 自 令和3年4月 1日
至 令和4年3月31日

議案第5号

校長・教頭の任免の内申について

小・中・義務教育学校長及び教頭の任免について、次のとおり内申する。

記

- 1 任免内申書 別紙のとおり
- 2 発令年月日 令和3年4月1日

令和3年3月19日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

校長及び教頭の人事異動を行うため、内申しようとするものである。